

# 「地域の観光資源を活用した地域周遊観光促進事業費補助金」概要

## 1 事業名

「地域の観光資源を活用した地域周遊観光促進事業費補助金」

## 2 事業概要

### (1) 事業目的

滞在日数の長期化を促進し、観光消費額の増加を図るため、課題である二次交通の改善も含めた、観光事業者や交通事業者等が連携して行う地域の周遊性向上を図る取組を支援する。

また、効果的に誘客につなげるため、OTA等への掲載を含む商品の販売を必須として、造成よりも販売までの支援をメインとする。

### (2) 事業内容

#### ア 補助対象・対象経費

補助対象・対象経費は以下のメニューに該当するもの。

① 補助対象	<ul style="list-style-type: none"><li>交通関連事業者及び地域の関係者と連携し、地域内の移動も含めた企画とすること</li><li>※<sup>1</sup>交通関連事業者とは、交通事業者に加えレンタカー、レンタバイク、レンタサイクル等の事業者も含む</li><li>※<sup>2</sup>交通関連事業者と地域の関係者を兼ねることは不可。また、申請者の関連会社のみでの連携は対象外。</li><li>本事業実施期間内に、造成した観光コンテンツを販売すること</li><li>商品をOTA又は自社サイトへ掲載すること</li><li>翌年度以降の販売の継続性が認められるもの</li><li>事業実施の翌年度の販売実績を報告すること</li></ul>
② 対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>関係者の連携、周遊性の向上、商品の販売促進に資する取組等に要する経費（OTA掲載に係る手数料、広告宣伝費、委託料、通信費、消耗品費、役務費、その他事業の実施に要する経費）</li></ul>

#### イ 補助対象者

①静岡県内市町

②静岡県内観光協会、DMO、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人

③県内に主たる事務所又は事業所を有する観光事業者（企業及び団体）で、①または②との連携がある者

#### ウ 補助対象期間

補助金の交付決定の日から令和9年2月26日（金）まで

#### エ 補助率及び補助上限額

補助率	補助上限額
1 / 2 以内	下限 500 千円、上限 3,000 千円

#### オ 応募手続き

①受付期間：令和8年4月24日（金）から令和8年5月29日（金）まで

②申請にあたり、事前相談が必須です。令和8年5月22日（金）までに、必ず事前相談を受けてください。

## 3 問合せ先

公益社団法人静岡県観光協会 商品企画課

〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1

電話：054-204-0066